

第113期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時
受付開始：午前8時30分

場 所 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号
鶴見東芝ビル1階 当社会議室
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項 **第1号議案** 取締役11名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件



郵送又はインターネットによる議決権行使期限
2019年6月19日（水曜日）午後5時15分まで
※詳細は2ページをご参照ください

目 次

■第113期定時株主総会招集ご通知…	1
■株主総会参考書類……………	5
(株主総会招集ご通知添付書類)	
■事業報告……………	17
■連結計算書類……………	44
■計算書類……………	47
■監査報告……………	50

東芝プラントシステム株式会社

証券コード 1983

証券コード 1983
2019年5月31日

株 主 各 位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号
東芝プラントシステム株式会社
取締役社長 林 正 孝

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから4ページに記載の「議決権行使方法等についてのご案内」に従って、2019年6月19日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき賛否をご投票くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月20日 木曜日 午前10時(受付開始：午前8時30分) |
| 2. 場 | 所 | 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号
鶴見東芝ビル1階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第113期(自2018年4月1日至2019年3月31日)事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| | 2. | 第113期(自2018年4月1日至2019年3月31日)連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役11名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.toshiba-tpsc.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.toshiba-tpsc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、インターネット上の当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

議決権行使方法等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2019年6月20日(木曜日) 午前10時(受付開始: 午前8時30分)

場所 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号 鶴見東芝ビル1階 当社会議室

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2019年6月19日(水曜日) 午後5時15分

インターネットで議決権を行使される場合



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(以下URL)にて、行使期限までに議案に対する賛否をご投票ください。詳細につきましては、3ページ及び4ページをご覧ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

行使期限 2019年6月19日(水曜日) 午後5時15分

ご 注 意 事 項

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同一の日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ③ 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「議決権行使ウェブサイト」について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の「議決権行使ウェブサイト」をパソコン又はスマートフォンを用いてご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

●インターネットによる行使期限●
2019年6月19日（水曜日）午後5時15分

2. 議決権行使方法について

インターネットにより議決権を行使される際は、「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご投票ください。

3. インターネットによる議決権行使のお取り扱い

- ①2019年6月19日（水曜日）午後5時15分まで受け付けますが、議決権行使集計の都合上、できるだけ早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
- ②「議決権行使ウェブサイト」へのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

4. 「議決権行使コード」及び「パスワード」のお取り扱い

- ①議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。
- ②「パスワード」は、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- ③「パスワード」は一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

※機関投資家の皆様

機関投資家の皆様は、インターネットによる議決権行使の方法として、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

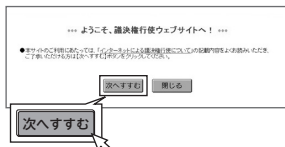


アクセス手順について

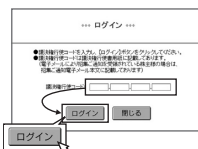
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

STEP1 「次へすすむ」をクリック。



STEP2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力。



STEP3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力。



ここまでで準備は完了です。
ここからは画面の指示に従って賛否をご投票
ください。



パソコン等の操作方法に 関するお問い合わせ先について

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」での議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

- (2) その他のご照会
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
【電話】 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 土日祝日を除く 午前9時～午後5時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	1	再 任	かめ 亀	い 井	こう 孝	いち 一	(1959年5月20日生)
------------	---	-----	---------	--------	---------	---------	---------------

所有する当社の株式数 9,900株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2011年 4月 原子力事業部技術統括（フィールド担当）
2011年 6月 執行役員、原子力事業部副事業部長
2016年 6月 取締役、上席常務、原子力事業部長
2017年 6月 取締役、専務、社長補佐、原子力事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

亀井孝一氏は、主に原子力事業の技術部門、企画・管理部門を中心に多くの知見を蓄積し、当社取締役就任後は、原子力事業部長として中期経営計画に基づく事業戦略を着実に実行するとともに、事業経営等が高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者としたしました。

候補者 番号	2	再任	はら 原	ぞの 園	こう 浩	いち 一	(1959年1月10日生)
-----------	---	----	---------	---------	---------	---------	---------------

所有する当社の株式数 3,200株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

- 1981年 4月 東京芝浦電気株式会社入社
- 2011年 4月 同社社会インフラシステム社営業統括責任者
- 2011年 6月 同社社会インフラシステム社営業統括責任者、当社監査役(2014年6月まで)
- 2014年 6月 同社執行役常務、社会インフラシステム社電力流通システム事業部長
- 2016年 4月 同社執行役常務、エネルギーシステムソリューション社電力流通システム事業部長
- 2017年 10月 東芝エネルギーシステムズ株式会社取締役常務、電力流通システム事業部長
- 2018年 6月 当社入社、社長附
- 2018年 6月 取締役、専務、社長補佐、経営企画部長
- 2018年 8月 取締役、専務、社長補佐、経営企画部長兼発電事業推進室長
- 2019年 5月 取締役、専務、社長補佐、経営企画部長兼発電事業推進室長兼ベジタブル事業推進室長(現在)

取締役候補者とした理由

原園浩一氏は、主に社会インフラ事業の営業部門を中心に多くの知見を蓄積し、株式会社東芝の執行役や東芝グループ会社の取締役として経営に携わり、また、当社取締役就任後は、経営企画部長として幅広い事業を適切に管理するとともに、経営管理全般に高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者となりました。

候補者 番号	3	再任	た 田	なか 中	よし 美	かつ 勝	(1959年1月16日生)
-----------	---	----	--------	---------	---------	---------	---------------

所有する当社の株式数 8,500株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

- 1982年 4月 東京芝浦電気株式会社入社
- 2009年 5月 同社P C & ネットワーク社経理部長
- 2010年 4月 同社デジタルプロダクツ & ネットワーク社経理部長
- 2011年 4月 同社デジタルプロダクツ & サービス社経理部長
- 2012年 6月 当社入社、経理部長附
- 2012年 6月 取締役、常務、経理部長兼 I F R S ・ J - S O X 対応推進部長
- 2016年 6月 取締役、上席常務、経理部長兼 I F R S ・ J - S O X 対応推進部長
- 2018年 6月 取締役、専務、経理部長兼 I F R S ・ J - S O X 対応推進部長(現在)

取締役候補者とした理由

田中美勝氏は、主に経理部門を中心に多くの知見を蓄積し、当社取締役就任後は、長年にわたり、経理部長として幅広い事業を適切に管理するとともに、経営管理全般に高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者となりました。

候補者 番号	4	再 任	きた ばやし まさ ゆき 北 林 雅 之	(1959年8月6日生)
-----------	---	-----	--------------------------------	--------------

所有する当社の株式数 5,600株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

- 1982年 4月 東京芝浦電気株式会社入社
- 2011年 7月 同社社会インフラシステム社配電システム技師長
- 2013年 10月 同社コミュニティ・ソリューション社配電システム技師長
- 2016年 4月 当社入社、社会インフラ事業部理事
- 2016年 6月 取締役、常務、社会インフラ事業部長
- 2017年 6月 取締役、上席常務、社会インフラ事業部長(現在)

取締役候補者とした理由

北林雅之氏は、主に社会インフラ事業の技術部門を中心に多くの知見を蓄積し、当社取締役就任後は、社会インフラ事業部長として中期経営計画に基づく事業戦略を着実に実行するとともに、事業経営等に高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者いたしました。

候補者 番号	5	再 任	やま ざき やす お 山 崎 靖 雄	(1959年8月29日生)
-----------	---	-----	------------------------------	---------------

所有する当社の株式数 6,600株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2012年 4月 産業システム事業部技術統括
- 2013年 6月 執行役員、産業システム事業部副事業部長
- 2017年 6月 取締役、常務、産業システム事業部長
- 2018年 6月 取締役、上席常務、産業システム事業部長(現在)

取締役候補者とした理由

山崎靖雄氏は、主に産業システム事業の技術部門を中心に多くの知見を蓄積し、当社取締役就任後は、産業システム事業部長として中期経営計画に基づく事業戦略を着実に実行するとともに、事業経営等に高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者いたしました。

候補者 番号	6	再任	つる 鶴	はら 原	かず 一	のり 則	(1963年3月7日生)
-----------	---	----	---------	---------	---------	---------	--------------

所有する当社の株式数 5,618株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2012年 4月 電力プラント事業部電力建設部長
 2014年 7月 電力プラント事業部火力海外プロジェクト部長
 2015年 8月 執行役員、電力プラント事業部副事業部長
 2016年 6月 取締役、常務、電力プラント事業部副事業部長
 2018年 4月 取締役、常務、電力プラント事業部長(現在)

取締役候補者とした理由

鶴原一則氏は、主に電力プラント事業の技術部門、海外部門を中心に多くの知見を蓄積し、当社取締役就任後は、電力プラント事業部副事業部長を経て電力プラント事業部長として中期経営計画に基づく事業戦略を着実に実行するとともに、事業経営等に高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者いたしました。

候補者 番号	7	再任	しお 塩	つき 月	こう 浩	じ 司	(1962年9月9日生)
-----------	---	----	---------	---------	---------	--------	--------------

所有する当社の株式数 3,100株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 株式会社東芝入社
 2013年 6月 同社電力システム社総務部長兼コンプライアンス推進室長
 2016年 4月 同社エネルギーシステムソリューション社総務部長
 2017年 10月 東芝エネルギーシステムズ株式会社総務部長
 2018年 6月 当社入社、総務部長附
 2018年 6月 取締役、常務、総務部長(現在)

取締役候補者とした理由

塩月浩司氏は、主に人事・総務部門を中心に多くの知見を蓄積し、当社取締役就任後は、総務部長として幅広い事業を適切に管理するとともに、経営管理全般に高い見識を示すなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役の候補者いたしました。

候補者 番号	8	新任	うち の か ず ひろ 博	(1961年12月7日生)
-----------	---	----	------------------------------	---------------

所有する当社の株式数 ー株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 株式会社東芝入社
2014年 5月 同社財務部グループ(企画担当) グループ長
2015年 4月 同社財務部グループ(財務企画担当) グループ長
2015年 5月 同社財務部グループ(財務企画担当) グループ長兼同部経理改革推進室長
2015年 9月 同社内部管理体制強化プロジェクトチームグループ(企画推進担当) グループ長
2018年 1月 同社内部管理体制推進部長(現在)

取締役候補者とした理由

内野一博氏は、株式会社東芝及び東芝グループ会社において主に経理部門を中心に多くの知見を蓄積し、長年にわたり、経理部門の責任者を務めるとともに、内部管理体制強化に取り組むなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役の候補者となりました。

候補者 番号	9	新任	た だ の ぶ ゆき 多 田 信 之	(1963年4月3日生)
-----------	---	----	--	--------------

所有する当社の株式数 ー株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月 株式会社東芝入社
2013年 12月 同社社会インフラシステム社企画部長
2016年 4月 同社インフラシステムソリューション社産業・自動車システム事業部電池システム統括部電池企画部長
2017年 7月 東芝インフラシステムズ株式会社産業・自動車システム事業部電池システム統括部電池企画部長
2019年 4月 当社入社、経営企画部長附(現在)

取締役候補者とした理由

多田信之氏は、株式会社東芝及び東芝グループ会社において主に社会インフラ事業の企画部門を中心に多くの知見を蓄積し、長年にわたり、経営企画部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と実績から、当社の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を担う取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役の候補者となりました。

候補者番号 10 再任 社外 和田 希志子 (1971年6月20日生)
(戸籍上の氏名：井上希志子)

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1996年 4月 弁護士登録(現在)

2015年 8月 当社取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

和田希志子氏は、弁護士として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただいていることから、引き続き、社外取締役の候補者いたしました。

候補者番号 11 再任 社外 横山 良和 (1964年7月2日生)

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

1993年 7月 公認会計士登録(現在)

1993年 9月 税理士登録(現在)

2003年 6月 株式会社ヨロズ監査役(2015年6月まで)

2016年 6月 当社取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

横山良和氏は、公認会計士及び税理士として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただいていることから、引き続き、社外取締役の候補者いたしました。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 東京芝浦電気株式会社は現在の株式会社東芝であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 専務、上席常務、常務は執行役員としての役位であります。
4. 和田希志子、横山良和の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1)社外取締役候補者が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
- ①和田希志子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験を踏まえ、当社の属する業界に捉われない視点から貴重な意見や助言をいただくなど、独立した立場で取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監督機能を適切に果たしていただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- ②横山良和氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての経験を踏まえ、当社の属する業界に捉われない視点から貴重な意見や助言をいただくなど、独立した立場で取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監督機能を適切に果たしていただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (2)社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ①和田希志子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10か月であります。
- ②横山良和氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (3)社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、和田希志子、横山良和の両氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において、両氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。なお、当該責任限定が認められるのは、両氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。
- (4)独立役員について
- 当社は、和田希志子、横山良和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において、両氏の選任が承認可決された場合には、引き続き、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 「所有する当社の株式数」については、2019年3月31日現在の状況であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役外池良司、同師岡愼一、同石井 崇の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	1	新任	やぶ 敷	とも 智	ひこ 彦	(1959年11月27日生)
-----------	---	----	---------	---------	---------	----------------

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

- 1984年 4月 株式会社東芝入社
- 2014年 6月 同社電力システム社京浜事業所長
- 2016年 4月 同社エネルギーシステムソリューション社京浜事業所長
- 2017年 4月 同社エネルギーシステムソリューション社生産統括責任者兼調達統括責任者
- 2017年 10月 東芝エネルギーシステムズ株式会社生産統括責任者兼調達統括責任者(現在)

監査役候補者とした理由

敷 智彦氏は、株式会社東芝及び東芝グループ会社において主に技術部門、生産部門及び調達部門を中心に多くの知見を蓄積し、大規模工場の責任者や生産・調達統括責任者を務めるなど、その豊富な経験と実績から、当社の業務執行に対する監査等を適切に遂行できるものと判断し、監査役の候補者としたしました。

候補者 番 号	2	再 任	社 外	いし い 石 井	たかし 崇	(1970年6月8日生)
------------	---	-----	-----	-------------	----------	--------------

所有する当社の株式数 ー株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

2000年 4月 弁護士登録
2007年 4月 公正取引委員会(任期付公務員)
2012年 4月 弁護士再登録(現在)
2015年 8月 当社監査役(現在)

社外監査役候補者とした理由

石井 崇氏は、弁護士等として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から客観的に監査役としての役割を果たしていただいていることから、引き続き、社外監査役の候補者といたしました。

候補者 番 号	3	新 任	社 外	ご そう よう じ 五 艘 洋 司	(1952年11月20日生)
------------	---	-----	-----	----------------------	----------------

所有する当社の株式数 ー株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1976年 4月 神崎製紙株式会社入社
2003年 6月 医療法人王子総合病院入社、常務理事
2006年 6月 王子不動産株式会社入社、総務部長
2009年 6月 王子エンジニアリング株式会社監査役(2017年3月まで)
2017年 4月 株式会社L is B監査役(現在)

社外監査役候補者とした理由

五艘洋司氏は、事業会社における総務、人事業務等に関する幅広い経験と知識等に加え、監査役として豊富な監査経験を有しており、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から客観的に監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、社外監査役の候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石井 崇、五艘洋司の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1)社外監査役候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
石井 崇氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、法曹としての経験を踏まえ、当社の属する業界に捉われない視点から貴重な意見や助言をいただくなど、経営監視能力を十分に発揮していただいていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (2)石井 崇氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10か月であります。
- (3)社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は、石井 崇氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において、同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において、五艘洋司氏の選任が承認可決されることを条件として、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、石井 崇氏及び五艘洋司氏との間の責任限定契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額とし、当該責任限定が認められるのは、両氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。
- (4)独立役員について
当社は、石井 崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において、同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き、同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、本議案において、五艘洋司氏の選任が承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 「所有する当社の株式数」については、2019年3月31日現在の状況であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期といたします。

また、補欠監査役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外 なが
長 や
屋 ふみ
文 ひろ
裕 (1965年11月27日生)

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1991年 4月 判事補任官
2000年 4月 検事転官
2003年 3月 判事任官
2004年 4月 最高裁判所調査官
2009年 3月 退官
2009年 6月 弁護士登録(現在)
2010年 6月 当社監査役(2015年8月まで)

補欠の社外監査役候補者とした理由

長屋文裕氏は、裁判官及び弁護士として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から客観的に監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役の候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長屋文裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
(1)補欠の社外監査役候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
長屋文裕氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、法曹としての経験を踏まえ、当社の属する業界に捉われない視点から貴重な意見や助言をいただくなど、経営監視能力を十分に発揮していただけると期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (2)補欠の社外監査役候補者が過去に当社の監査役であったことについて
長屋文裕氏は、2015年8月7日開催の第109期定時株主総会継続会終結の時をもって当社の監査役を辞任しております。
- (3)補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は、本議案において、長屋文裕氏の選任が承認可決され、社外監査役に就任することを条件として、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。なお、当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。
- (4)独立役員について
当社は、本議案において、長屋文裕氏の選任が承認可決され、社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 「所有する当社の株式数」については、2019年3月31日現在の状況であります。

以 上

(株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、生産や設備投資の増加、企業収益や雇用環境の改善など、景気は緩やかな回復基調を維持してきたものの、当連結会計年度後半から世界経済の成長鈍化により、好調を維持してきた生産や企業収益の改善に足踏みがみられるなど、景気の先行きは不透明感を増す状況にありました。

このような状況のもと、当社グループは、2018年度中期経営計画において「①高収益と成長を着実に実現するビジネスモデルの構築」、「②B C M（※ 1）経営によるイノベーションの追求」、「③C S R経営の推進」を基本戦略として諸施策を積極的に推進しました。

2018年度中期経営計画の基本戦略である「高収益と成長を着実に実現するビジネスモデルの構築」では、国内外の火力、水力発電所、製造業向け工場新設やビル、上下水道の施設などのほか、水素関連設備、太陽光発電設備、バイオ燃料発電設備など環境に配慮したグリーンエネルギー設備にも積極的に取り組みました。更に、事業強化の一環として、国内の原子力発電所廃炉作業の安全性の確保、作業省力化・効率化及び作業期間短縮を図るため、廃炉解体に豊富な実績を有するドイツのSiempelkamp NIS Ingenieuresellschaft mbHと技術協力を行うことに基本合意しました。また、タイ国で当社が施工した工業団地向けコンバインドサイクル・コージェネレーション発電所について、プラントオーナーのB.Grimm Power Public Company Limited及びガスタービン発電機供給メーカーのSiemens Limited Thailand/Siemens Industrial Turbomachinery ABと既設プラントの稼働率向上・信頼性向上・プラントデジタル化に向けた施策を三者共同で検討・提携し、実施していくことで合意しました。コスト競争力の強化に向けては、統合調達やグローバル調達の拡大に加え、より一層の品質向上を図るべく工法や業務プロセスを改善し、工期短縮や変動費を低減するとともに、固定費の圧縮に継続的に取り組みました。

組織面では、新市場・事業開拓の一環として、2018年8月に発電事業への参入を目指して、発電事業推進室を設置しました。2019年1月には発電や一般産業プラントのデジタル化による競争力の強化を目的に、プラントデジタル化推進室を設置しました。更には、同年4月1日付で国内関係会社の業務効率化を目指して、当社がイーエス東芝エンジニアリング株式会社を吸収合併するとともに、東芝エンジニアリングサービス株式会社が株式会社エス・ケー・エスを吸収合併しました。

「B C M経営によるイノベーションの追求」では、M I（Management Innovation）活動を積極的に推進するとともに、S G A（Small Group Activities）を通じて身近な改善を継続して行うなど、当社グループ全体の活動として展開しました。

「CSR経営の推進」では、「すべての事業活動において生命、安全、コンプライアンスを最優先し社会から信頼される東芝プラントシステムグループ」を実現することを目指し、法令、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネジメントに積極的に取り組むとともに、環境負荷低減活動や品質マネジメントシステムの改善を継続し、経営品質の維持向上に努めました。また、社会貢献活動では、海外の小学校等の建設支援や日本の文化財保護関連事業支援、各事業所やサイトでの地域ボランティア活動、更には、従業員個人の社会貢献活動などを支援しました。

この結果、受注高は2,331億5千3百万円（前期比13.4%減）、この内海外関係は404億1千4百万円（全体比17.3%）となりました。売上高は2,442億3千9百万円（前期比5.0%増）、この内海外関係は430億6千7百万円（全体比17.6%）となりました。

また、利益面につきましては、経常利益は223億2千4百万円（前期比10.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は143億5千4百万円（前期比5.9%増）となりました。

なお、中間配当につきましては、1株につき21円を2018年12月に実施しました。

また、株式会社東芝が「東芝グループ理念体系」を新たに制定し、「東芝グループ経営理念」を見直したことに伴い、当連結会計年度中に、当社の経営理念（※2）及び経営ビジョン（※3）を見直しました。

- ※1 B C M（Balanced CTQ Management）とは、企業の経営ビジョンを実現するための、財務やその他経営状況、経営品質を含めバランスのとれた経営を行うための方法論です。
- ※2 人と、地球の、明日のために。東芝プラントシステムグループは、電力・産業・社会インフラ事業を通じて、人間尊重を基本として、豊かな価値を創造し、世界の人々の生活・文化に貢献する企業集団をめざします。
- ※3 市場環境に柔軟に対応できるエクセレントカンパニー

セグメント別の受注高及び売上高等 (単位：百万円)

セグメントの名称	受注高	前期比増減	売上高	前期比増減	経常利益	前期比増減
発 電 シ ス テ ム 部 門	116,309	27.3%減	127,341	11.6%減	8,929	24.0%減
社会・産業システム部門	116,844	7.2%増	116,898	32.1%増	13,394	57.9%増
合 計	233,153	13.4%減	244,239	5.0%増	22,324	10.3%増

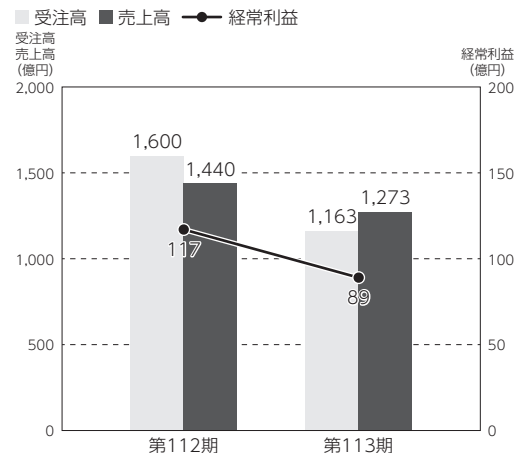
発電システム部門

受 注 高 1,163億円 前期比 27.3%減

売 上 高 1,273億円 前期比 11.6%減

経 常 利 益 89億円 前期比 24.0%減

受注高及び売上高ともに、海外の火力発電設備等が減少しました。



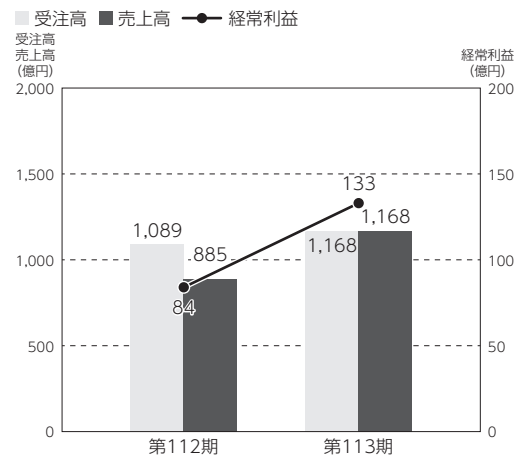
社会・産業システム部門

受 注 高 1,168億円 前期比 7.2%増

売 上 高 1,168億円 前期比 32.1%増

経 常 利 益 133億円 前期比 57.9%増

受注高は、一般産業向け等が増加しました。
売上高は、国内の一般産業向け及び太陽光発電設備等が増加しました。



(2)対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益が高水準を維持し、堅調な設備投資や雇用環境の着実な改善等も加わり、景気は緩やかな回復を維持することが期待されます。しかしながら、米中貿易摩擦の影響による世界経済の減速懸念があり、先行きは不透明感が増す状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、2019年度中期経営計画において「市場環境に柔軟に対応できるエクセレントカンパニーの実現」を「目標とする姿」として掲げております。

当社を取りまく環境は、脱炭素化の動きが加速し、石炭火力市場が減少傾向にある一方、再生可能エネルギーは、今後の伸長が見込まれます。当社は、これまで培ってきた強靱な収益構造をベースとして、電力自由化などの新規市場への対応を強化するとともに、太陽光や小水力、バイオ燃料発電など環境に配慮したクリーンエネルギー設備などに引き続き注力してまいります。また、海外においては、当社の総合力と技術力を活かした発電設備や工場設備等のEPC（Engineering, Procurement and Construction）事業を中心に、豊富な実績を有する東南アジア地域に加え、アフリカ等の新市場の開拓を推進するとともに、海外現地法人の強化、人材の育成などに努め、グローバル事業体制の強化を加速してまいります。更に、事業環境の変化に対応し、新市場・事業の開拓にスピード感をもって取り組み、新規事業を拡大すべく、発電事業への参入、発電や一般産業プラントのデジタル化の推進に努めてまいります。また、競争力強化に向けては、引き続き工法や業務プロセスの改善、統合調達やグローバル調達、品質・技術力を一層強化し、業績の維持向上を図ってまいります。当社グループは、今後も法令遵守、人権尊重はもとより、社会貢献、環境保全など様々な分野への活動を通じ、健全で質の高い経営の実現に取り組んでまいります。また、電力・産業・社会インフラシステムを担う、お客様に信頼される企業として「安心と安全」を提供し、社会の発展に貢献してまいります。株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3)重要な設備投資等の状況

当連結会計年度において、新たに計画・実施した重要な設備投資等は次のとおりであります。

①完成した主要な設備

会 社 名	所 在 地	セグメントの名称	設備の内容	投資金額	資金調達方法	着手及び完了年月	
						着 手	完 了
当社	千葉県市原市	社会・産業システム部門	その他設備	278百万円	自己資金	2018年3月	2019年3月

②新たに計画・実施した主要な設備投資

会 社 名	所 在 地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総 額	既支払額		着 手	完 了
当社	新潟県柏崎市	発電システム部門	その他設備	314百万円	96百万円	自己資金	2018年8月	2020年1月
当社	横浜市磯子区	発電システム部門	その他設備	405百万円	一百万円	自己資金	2019年1月	2019年12月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(4)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(5)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

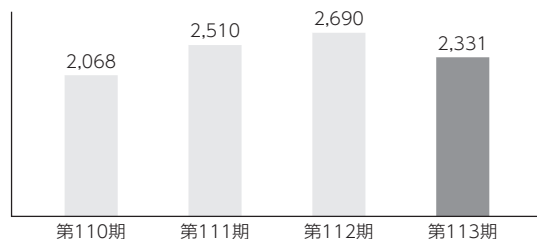
(9)財産及び損益の状況

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第110期 2015年度	第111期 2016年度	第112期 2017年度	第113期 (当連結会計年度) 2018年度
受 注 高 (百万円)	206,832	251,091	269,082	233,153
売 上 高 (百万円)	219,353	226,867	232,570	244,239
経 常 利 益 (百万円)	18,720	19,093	20,238	22,324
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	11,242	12,796	13,551	14,354
1 株当たり当期純利益 (円)	115.40	131.36	139.11	147.35
総 資 産 (百万円)	238,254	244,407	256,003	274,290
純 資 産 (百万円)	121,281	133,288	145,379	156,852
1 株当たり純資産額 (円)	1,241.90	1,365.06	1,489.03	1,606.41

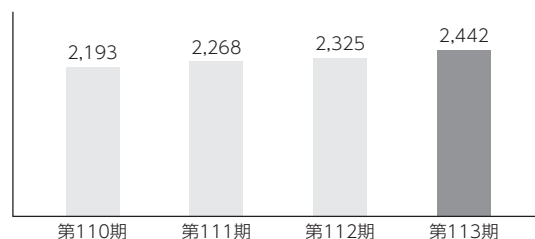
■ 受注高

単位：億円



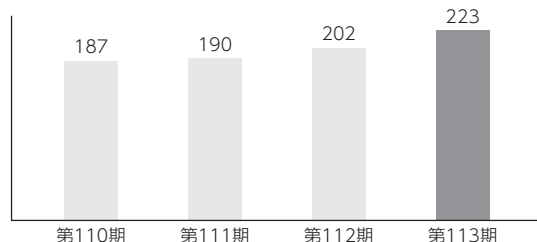
■ 売上高

単位：億円



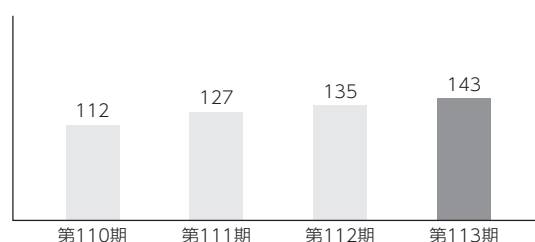
■ 経常利益

単位：億円



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

単位：億円



②当社の財産及び損益の状況

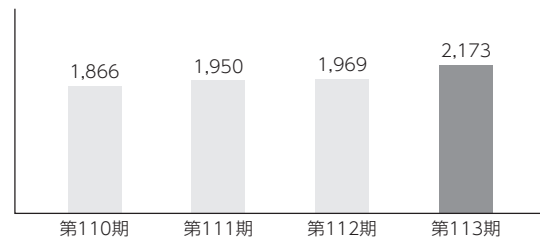
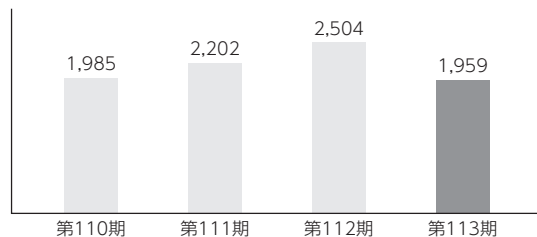
区 分	第110期 2015年度	第111期 2016年度	第112期 2017年度	第113期 (当事業年度) 2018年度
受 注 高 (百万円)	198,515	220,206	250,445	195,919
売 上 高 (百万円)	186,670	195,040	196,901	217,306
経 常 利 益 (百万円)	17,997	18,348	19,355	22,280
当 期 純 利 益 (百万円)	11,168	12,606	13,535	13,430
1 株当たり当期純利益 (円)	114.65	129.41	138.94	137.87
総 資 産 (百万円)	221,056	225,978	239,238	258,446
純 資 産 (百万円)	123,147	132,704	142,508	152,273
1 株当たり純資産額 (円)	1,264.17	1,362.28	1,462.94	1,563.19

■ 受注高

単位：億円

■ 売上高

単位：億円

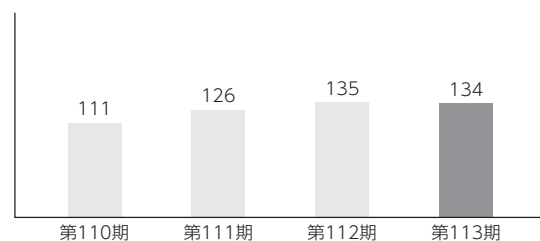
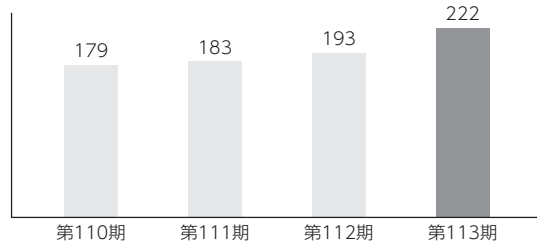


■ 経常利益

単位：億円

■ 当期純利益

単位：億円



(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は、株式会社東芝であり、同社は当社の株式48,574千株を所有しており、持株比率51.51％（間接所有分1.64％を含む。）を占めております。

当社は、株式会社東芝を含む東芝グループより、電気工事、機械器具設置工事、管工事、鋼構造物工事、電気通信工事、建築工事及び消防施設工事のエンジニアリング、施工、試運転・現地調整等を請け負うとともに、電気機械器具等の資材を同グループより購入するなどの取引を行っております。

（注）持株比率は、自己株式（245,099株）を控除して計算しております。

②親会社等との間の取引に関する事項

(イ)当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、工事請負並びに資材購入の取引を実施しておりますが、工事請負につきましては、一般取引条件と同様に決定しており、資材購入につきましては、個々に見積りの提出を受け、その都度、交渉により取引金額を決定しております。また、当社は、資金の預入に関し、親会社と資金取引に関する基本契約を締結しておりますが、預入に際しましては、当社の利益を損なわないよう、また、経済合理性及び総合的な経営戦略等を十分に検討の上、実行の是非を適切に判断し決定しております。

(ロ)当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、事業運営に関し、親会社との良好な協業関係を維持しつつ、上場会社としての独立性を確保しており、経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行等につきましては、当社が主体的に決定しております。親会社との取引条件につきましても、一般取引条件と同様に、経済合理性等を十分検討した上で主体的に決定しており、当社取締役会は、親会社との間の取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

(ハ)取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主 要 な 事 業 内 容
芝浦プラント株式会社	(百万円) 80	(%) 100.0	各種工事の計画・設計・監督施工・ 保守、工事用機材のリース・調達・ 管理
関西東芝エンジニアリング株式会社	(百万円) 100	(%) 100.0	電気設備の設計・施工・試験・試 運転調整・保守
東芝エンジニアリングサービス株式会社	(百万円) 10	(%) 100.0	労働者派遣事業、当社への技術役 務支援業務
イーエス東芝エンジニアリング株式会社	(百万円) 100	(%) 100.0	発電設備等の計画・設計・試験・ 試運転調整・保守、情報系ソフト ウェアの開発・製作
株式会社エス・ケー・エス	(百万円) 10	(%) 100.0	当社総務・福利厚生関係業務の受 託、労働者派遣事業
ティーピーエスシー エンジニアリング・インドネシア社	(千米ドル) 350	(%) 88.6	施工・メンテナンス・調達等
ティーピーエスシー・インド社	(千ルピー) 1,426,347	(%) 100.0	エンジニアリング・施工・メンテ ナンス・調達等
ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社	(千リングット) 48,000	(%) 100.0	エンジニアリング・施工・メンテ ナンス・調達等
トスプラント エンジニアリング・タイ社	(千タイバーツ) 10,000	(%) 49.0	製造工場及び発電設備のエンジニ アリング・施工
ティーピーエスシー・タイ社	(千タイバーツ) 1,201,000	(%) 100.0	施工・メンテナンス・調達等
ティーピーエスシー・アメリカ社	(千米ドル) 3,500	(%) 100.0	発電設備のエンジニアリング等
ティーピーエスシー・ベトナム社	(千米ドル) 900	(%) 100.0	施工・メンテナンス・調達等
ティーピーエスシー・フィリピン社	(千フィリピンペソ) 10,000	(%) 40.0	エンジニアリング・施工・メンテ ナンス・調達等

- (注) 1. ティーピーエスシー・インド社、トスプラント エンジニアリング・タイ社、ティーパーエスシー・タイ社に対する当社の持株比率は、間接所有分を含んでおります。
2. トスプラント エンジニアリング・インドネシア社は、2019年1月1日付でティーパーエスシー エンジニアリング・インドネシア社に商号変更しました。
3. 当社は、2019年4月1日付でイーエス東芝エンジニアリング株式会社を吸収合併しました。
4. 東芝エンジニアリングサービス株式会社は、2019年4月1日付で株式会社エス・ケー・エスを吸収合併しました。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社であり、持分法適用会社は1社であります。

なお、当連結会計年度の売上高は2,442億3千9百万円（前期比5.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は143億5千4百万円（前期比5.9%増）であります。

- (注) 1. 当社は、2019年4月1日付でイーエス東芝エンジニアリング株式会社を吸収合併しました。
2. 東芝エンジニアリングサービス株式会社は、2019年4月1日付で株式会社エス・ケー・エスを吸収合併しました。

(1) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
発 電 シ ス テ ム 部 門	火力・水力発電設備、原子力発電設備、使用済燃料再処理などの燃料サイクル設備、原子力開発研究設備、分散電源等エネルギー関連システムのエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス
社会・産業システム部門	食品、パルプ・紙、化学、石油・石炭、鉄鋼、非鉄金属、金属、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器等各種プラント設備、受変電設備、その他産業設備のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス ビル、空港、道路・トンネル、港湾等の受変電、電気、計装、冷暖房空調、給排水衛生、照明、火災報知、消防、電気通信設備のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス 上下水道設備のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス、航空保安施設、有線無線電気通信設備等のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス 自然エネルギー活用発電システムのエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス 情報・通信システム、ＩＣカード／ＲＦＩＤタグ利用技術システム、監視・制御・生産・物流システムのエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス

(12)主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

当 社	本 店	鶴見事業所（横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号）
	主 要 な 営 業 所	川崎事業所（川崎市）、川崎ソリッドスクエア事業所（川崎市）、 磯子事業所（横浜市）、東北支社（仙台市）、中部支社（名古屋市）、 関西支社（大阪市）、九州支社（福岡市）
	主 要 な 工 場	厚木工場（神奈川県厚木市）
重 要 な 子 会 社	国 内	芝浦プラント株式会社（横浜市） 関西東芝エンジニアリング株式会社（大阪市） 東芝エンジニアリングサービス株式会社（川崎市） イーエス東芝エンジニアリング株式会社（横浜市） 株式会社エス・ケー・エス（川崎市）
	海 外	ティーピーエスシー エンジニアリング・インドネシア社（インドネシア国） ティーピーエスシー・インド社（インド国） ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社（マレーシア国） トスプラント エンジニアリング・タイ社（タイ国） ティーピーエスシー・タイ社（タイ国） ティーピーエスシー・アメリカ社（米国） ティーピーエスシー・ベトナム社（ベトナム国） ティーピーエスシー・フィリピン社（フィリピン国）

- (注) 1. トスプラント エンジニアリング・インドネシア社は、2019年1月1日付でティーピーエスシー エンジニアリング・インドネシア社に商号変更しました。
2. 当社は、2019年4月1日付でイーエス東芝エンジニアリング株式会社を吸収合併しました。
3. 東芝エンジニアリングサービス株式会社は、2019年4月1日付で株式会社エス・ケー・エスを吸収合併しました。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

(13)使用人の状況（2019年3月31日現在）

①当社グループの使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
発 電 シ ス テ ム 部 門	2,538名	7名減
社 会 ・ 産 業 シ ス テ ム 部 門	1,503名	17名減
全 グ ル ー プ 共 通 管 理 部 門	278名	25名増
合 計	4,319名	1名増

（注）使用人数は就業人員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,860名	38名減	45.6歳	21.9年
女 性	215名	11名増	42.9歳	18.4年
計	3,075名	27名減	45.4歳	21.6年

（注）使用人数は就業人員数であります。

(14)主要な借入先（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1)発行可能株式総数 265,000,000株

(2)発行済株式の総数 97,656,888株

(3)株主数 3,318名

(4)大株主

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社東芝	48,574	49.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,902	4.01
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラー アカウント	2,983	3.06
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 510312	2,431	2.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 510311	2,353	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,664	1.71
東芝保険サービス株式会社	1,600	1.64
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム ジーシーエ ム クライアント アカ운ツ エム アイエルエム エフイー	1,558	1.60
東芝プラントシステム従業員持株会	1,513	1.55
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051	1,209	1.24

（注）持株比率は、自己株式（245,099株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	林 正 孝	社 長
取 締 役	亀 井 孝 一	専務、社長補佐、原子力事業部長
取 締 役	原 園 浩 一	専務、社長補佐、経営企画部長 兼 発電事業推進室長
取 締 役	吉 田 正 晴	専務、品質統括責任者（CQO）・輸出管理責任者
取 締 役	田 中 美 勝	専務、経理部長 兼 I F R S ・ J - S O X 対応推進部長
取 締 役	北 林 雅 之	上席常務、社会インフラ事業部長
取 締 役	山 崎 靖 雄	上席常務、産業システム事業部長
取 締 役	鶴 原 一 則	常務、電力プラント事業部長
取 締 役	塩 月 浩 司	常務、総務部長
取 締 役	和 田 希 志 子 (戸籍上の氏名：井上希志子)	弁護士
取 締 役	横 山 良 和	公認会計士、税理士
常 勤 監 査 役	外 池 良 司	—
常 勤 監 査 役	内 山 武 久	—
監 査 役	師 岡 慎 一	大学特任教授
監 査 役	石 井 崇	弁護士

- (注) 1. 社長、専務、上席常務、常務は執行役員としての役位であります。
2. 取締役和田希志子、横山良和の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役師岡慎一、石井 崇の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役内山武久氏は、当社の経理部門の業務を長年にわたって経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役和田希志子、横山良和、監査役師岡慎一、石井 崇の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 2018年8月1日付で、取締役の「担当及び重要な兼職の状況」が次のとおり変更されております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
原 園 浩 一	専務、社長補佐、 経営企画部長 兼 発電事業推進室長	専務、社長補佐、 経営企画部長

7. 2019年5月1日付で、取締役の「担当及び重要な兼職の状況」が次のとおり変更されております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
原 園 浩 一	専務、社長補佐、 経営企画部長 兼 発電事業推進室長 兼 ベジタブル事業推進室長	専務、社長補佐、 経営企画部長 兼 発電事業推進室長

(2)当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
臼 井 健 二	2018年6月21日	任期満了	取 締 役
山 根 孝 次	2018年6月21日	辞 任	監 査 役

(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員	取締役及び監査役の報酬等の限度額(年額)
		基本報酬	賞 与		
取締役 (うち社外取締役)	194百万円 (14百万円)	110百万円 (14百万円)	84百万円 (一百万円)	12名 (2名)	320百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。) (2009年6月25日開催の第103期定時株主総会で決議)
監査役 (うち社外監査役)	66百万円 (14百万円)	47百万円 (14百万円)	19百万円 (一百万円)	5名 (2名)	100百万円以内 (2009年6月25日開催の第103期定時株主総会で決議)
合 計	260百万円	157百万円	103百万円	17名	—

(注) 1. 取締役及び監査役の支給人員並びに報酬等の総額には、2018年6月21日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名の員数並びに在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当事業年度末現在の取締役及び監査役の員数は、取締役11名、監査役4名であります。

2. 上記のほか、社外取締役及び社外監査役が当社の親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬はありません。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与112百万円を支給しております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

当社の取締役及び監査役の報酬等は、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役については取締役会の決議に基づき、また、監査役については監査役の協議に基づき、決定しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針及び報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会が決定しております。

5. 社外役員に関する事項

	社 外 取 締 役		社 外 監 査 役	
	和田希志子	横山良和	師岡 慎一	石井 崇
① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2019年3月31日現在）	—	—	—	—
② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2019年3月31日現在）	—	—	—	—
③ 特定関係事業者との関係	—	—	—	—
④ 当事業年度における主な活動状況	(別記1)	(別記1)	(別記1)	(別記1)
⑤ 責任限定契約の内容の概要	(別記2)	(別記2)	(別記2)	(別記2)
⑥ 事業報告における社外役員に関する事項への意見	—	—	—	—

招集
ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(別記1) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況と発言状況

氏 名	取締役会 (15回開催)		監査役会 (14回開催)		主 な 発 言 状 況
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率	
社外取締役 和 田 希志子	15回	100.0%	—	—	必要に応じ、弁護士としての専門的な見識と幅広い経験に基づき、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から発言を行っております。
社外取締役 横 山 良 和	15回	100.0%	—	—	必要に応じ、公認会計士及び税理士としての専門的な見識と幅広い経験に基づき、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から発言を行っております。
社外監査役 師 岡 愼 一	15回	100.0%	14回	100.0%	必要に応じ、大学特任教授としての主に当社事業に関する専門的な見識と幅広い経験に基づき、外部の視点をもって発言を行っております。
社外監査役 石 井 崇	15回	100.0%	14回	100.0%	必要に応じ、弁護士としての専門的な見識と幅広い経験に基づき、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から発言を行っております。

(別記2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、和田希志子、横山良和、師岡愼一、石井 崇の4氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の監査報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社のうち、ティーピーエスシー エンジニアリング・インドネシア社、ティーピーエスシー・インド社、ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社、トスプラント エンジニアリング・タイ社、ティーピーエスシー・タイ社、ティーピーエスシー・アメリカ社、ティーピーエスシー・ベトナム社、ティーピーエスシー・フィリピン社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。なお、トスプラント エンジニアリング・インドネシア社は、2019年1月1日付でティーピーエスシー エンジニアリング・インドネシア社に商号変更しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- 1) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。
- 2) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当すると認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任を株主総会に提案する方針といたします。
- ① 会計監査人が法令違反による行政処分を受けた場合
 - ② 会計監査人が日本公認会計士協会の定めるところによる処分等を受けた場合
 - ③ 会計監査人から監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合
 - ④ 会計監査の適正化及び効率化等を図る場合

7. 会社の体制及び方針に関する事項

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において、次のとおり決議いたしました。

1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、法令、社会規範、倫理及び当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」などを遵守し、当社におけるコンプライアンス体制を確保する。
- ②取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役会に随時取締役会で報告させる。
- ③監査役は、「監査役監査基準」、「監査方針」、「年度監査計画」等に基づき、取締役の職務の執行を監査する。

2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報について、全社を統括する部門を定め、「規定管理規程」、「文書管理規程」等に基づき、当該情報を文書又は電子記録媒体等に記録し、適切かつ確実に管理する。
- ②当社は、取締役の職務執行に係る情報について、保存年限に関する規定等を定め、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持する。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」及び「ビジネスリスクマネジメント基本規程」等を定め、リスク管理に関する統括部門を設置する。また、当社の事業に係るリスクを「リスク・テーブル」で以下の区分に分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ的確にリスクを把握するとともに、合理的かつ有効に管理できる体制を整備する。
 - (イ) 経営リスク
 - (ロ) 災害・事故リスク
 - (ハ) 社会リスク
- ②取締役は、当社及び子会社のリスクが顕在化した場合に備え、リスクの継続的な把握に努めるとともに、リスクに関する施策を立案・推進する。
- ③リスクが顕在化した場合は、当社の報告体制に基づき、迅速かつ的確に当該リスクに関する情報を関係部門に伝達し、リスクの種類に応じて取締役社長又はCRO（Chief Risk-Compliance Management Officer）等の指示のもと、リスク・コンプライアンス委員会等を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応することに努め、損失の最小化及び企業価値の最大化を図る。

4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回取締役会を開催するとともに、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、原則毎週1回経営会議を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定する。
- ②当社は、「組織規程」に基づき組織機構、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ③当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」及び「決裁権限規程」等に基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行う。
- ④取締役は、当社及び子会社の適正な業績評価を適時適切に行う。
- ⑤当社は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、基幹システム等の情報処理システムを適切かつ合理的に運用する。

5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令、社会規範、倫理などの遵守を重要視し、コンプライアンス体制を確保するために、継続的な教育の実施等により、使用人に対し当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」を遵守させる。
- ②当社は、内部監査部門を設置し、「内部監査規程」の定めに基づき、各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査を適切かつ合理的に実施する。また、内部監査部門は、監査全般について監査役と緊密に連携し、業務を遂行する。
- ③当社及び子会社は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、内部通報制度を構築し、当該制度を活用することにより、リスクの早期発見と迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。また、内部通報を行った者に対し、内部通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わないことを「東芝プラントシステム行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」等に定めるなど、通報者保護の体制を整備する。
- ④監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると判断した場合は、取締役に對し意見を述べるとともに、必要に応じて、都度取締役及び使用人に対して直接意見を求める。

6)当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社及び子会社における業務の適正を確保するため、子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」及び当社の各種コンプライアンス規定等に準拠した規定を策定することを要請する。
- ②当社は、「関係会社管理規程」に基づき各子会社の所管部門を定め、業務の遂行にあたっては子会社と連携を図ることとし、当社への事前決裁及び報告体制については、その取り扱いを明確にし、必要に応じて都度子会社に対して事業の育成・支援、モニタリング等を行う。
- ③各子会社に対しては、当社の内部監査部門が計画的に業務監査、会計監査を実施する。
- ④当社は、子会社に対し、リスクベース・アプローチの観点から、子会社個々の状況等を勘案し、子会社の実態に即した監査体制を構築することを要請する。

- ⑤取締役及び監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と適時適切な連携を図ることとし、必要に応じて同監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定等を求める。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部等に所属する使用人に監査役の職務を補助させる。

8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び解任並びに人事異動等に関して事前に監査役と協議し、監査役の意見を尊重する。
- ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の独立性を尊重し、監査役の当該使用人に対する指揮命令体制を確保する。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」等に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役に報告する。
- ②当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- ③取締役は、監査役と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定め、当該事項に関し、監査役会に実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制を整備する。
- ④取締役は、監査役に対し取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を適時的確に把握でき、意見を述べることができる体制を整備する。
- ⑤当社は、子会社に対し、「グループ監査役連絡会」等を通じて、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告することを要請する。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役社長は、監査役会が定める「監査役会規則」に基づき、監査役と定期的に意見の交換等を行う。
- ②取締役及び使用人は、監査役会が定める「監査方針」及び「年度監査計画」に基づく監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に報告する。
- ③監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携するとともに、必要に応じて弁護士等の外部有識者とも連携し、効率的な監査を実施する。
- ④当社は、監査役の監査が効率的かつ実効的に行われることを確保するため、監査役から、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する請求を受けたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス体制を確保するため、当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」や各種コンプライアンスをテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を定期的かつ必要に応じ実施しております。また、「東芝プラントシステム行動基準」の冊子を全役員、従業員に配付し、コンプライアンス意識の徹底を図っております。
- ②各取締役が、取締役会において3カ月に1回職務執行状況の報告を行うとともに、必要事項について随時報告を行っております。
- ③監査役は、定期的な監査及び取締役へのヒアリング等を通じて、取締役の職務の執行を公正かつ実効的に監査しております。

2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役会、経営会議、その他重要な会議の関連資料等、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び「規定管理規程」、「文書管理規程」等の定めに基づき、適時適切に管理しております。
- ②当社は、取締役会、経営会議、その他重要な会議の関連資料等、取締役の職務執行に係る情報について、書類保存年限に関する規定に基づき、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」及び「ビジネスリスクマネジメント基本規程」等を定め、当社の事業に係るリスクを「リスク・テーブル」で分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ確かなリスクの把握に継続的に努めております。また、「リスク・テーブル」について、定期的かつ必要に応じて見直しを行っております。
- ②当社は、リスクが顕在化した場合等に備え、「全社災害対策取扱基準」や「海外危機管理基本規程」等の規定を定め、リスクに対する意識の向上を図っております。また、事業所毎に「防災マニュアル」、「防災備品」等を整備するとともに、定期的に、災害を想定した避難訓練及び非常用衛星電話、安否確認システムの運用訓練を実施しております。
- ③当社は、速報制度を定め、災害・事故が発生した場合に、災害・事故の発生事実、被害状況等の第一報を関係部門へ直ちに報告し、リスクを最小限に抑える体制を整備し適切に運用しております。また、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応しております。

4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当事業年度中、定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、重要な業務執行について審議するとともに、経営会議を29回、臨時経営会議を2回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定しております。
- ②当社は、「組織規程」に基づき、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化することにより、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

- ③当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」及び「決裁権限規程」等の定めに基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行っております。
- ④当社は、「業績評価制度規程」に基づき、上半期及び年度毎に、業績評価を実施し、評価結果をフィードバックすることにより、組織の活性化と自主責任経営の推進を図っております。
- ⑤当社は、情報セキュリティに関する基本方針を「東芝プラントシステム行動基準」に定め、周知徹底を図っております。当社は、会社が保有する情報の資産的価値を認識し、情報セキュリティの観点から、情報の適正な管理を確実にするために必要となる基本的事項を「情報セキュリティ管理基本規程」等で定め、情報に係わるリスクを低減することで事業に貢献することに努めております。また、当事業に貢献する各種システムを構築し、合理的かつ効率的に運用しております。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、使用人に対し、当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」をeラーニング教育や階層別教育、更には、役員によるコンプライアンス講話等を通じ、周知徹底を図っております。また、当社は、「東芝プラントシステム行動基準」の冊子を全役員、従業員に配付するとともに、社内イントラネットに掲載し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
 - ②内部監査部門は、年度監査計画に基づき、監査を実施し、監査結果を監査役に報告するとともに、事業運営会議において報告しております。
 - ③当社は、リスク・コンプライアンス統括部門に加え、執行側から独立した顧問弁護士並びに監査役会を通報窓口とした内部通報制度（「リスク相談ホットライン」及び「監査役会ホットライン」）を構築し運用しております。また、内部通報を行った者に対し、内部通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない旨を「東芝プラントシステム行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めるとともに、内部通報制度の取り扱い等を「内部通報制度運用基準」に明確に定めるなど、通報者保護の体制を整備し適切に運用しております。また、当社は、お取引先様からの通報制度である「東芝プラントシステム クリーン・パートナー・ライン」を構築し、透明で公正な取引の徹底に努めております。
- なお、当社は、「リスク相談ホットライン」、「監査役会ホットライン」及び「東芝プラントシステム クリーン・パートナー・ライン」への通報実績を定期的に取り締役に報告しております。
- ④当社の監査役は、監査活動等を通じて、法令遵守体制及び内部通報制度等の構築・運用状況を適時適切に監視・検証し、必要と判断した場合は、取締役又は取締役会に対し助言等を行っております。
- 当社は、「リスク相談ホットライン」及び「東芝プラントシステム クリーン・パートナー・ライン」への通報実績を適宜監査役に報告しております。

6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」や各種コンプライアンスをテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を定期的かつ必要に応じ実施するよう要請しております。
- ②当社は、「関係会社管理規程」等に基づき各子会社の所管部門を定めるとともに、当社への事前決裁及び報告体制を整備し適切に運用しております。また、重要な業務の遂行に際しては子会社との連携を密にするるとともに、必要に応じて、子会社に対し、事業の育成・支援、モニタリング等を行っております。
- ③内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、定期的に子会社の内部監査を実施し、その結果を当社内で共有するとともに、子会社の取締役社長に報告し、問題の早期把握及び解決に努めております。
- ④当社は、子会社に対し、リスクベース・アプローチの観点から、子会社個々の状況等を勘案し、子会社の実態に即した監査体制の構築を要請するとともに、子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役会への出席及び監査役による監査等を通じて、経営の状況を把握し、監督しております。
- ⑤当社の監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と定期的に意見交換等を行っております。また、当社は、必要に応じ、親会社である株式会社東芝の監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策等の策定を求めています。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部に所属する使用人2名を監査役補助人として、監査役の職務を補助させております。

8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助人の任命及び解任並びに人事異動等に関し、監査役と事前協議を行い、監査役の意見を尊重しております。
- ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の当該使用人に対する指揮命令体制の確保に努めるとともに、必要に応じて、監査役補助人の独立性等に関し監査役と意見交換等を行っております。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」において、監査役に報告すべき事項及び報告方法を定めるとともに、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する旨を定め、適切に運用しております。
- ②取締役は、監査役に対し、取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役は、適宜意見を述べております。
- ③当社は、当事業年度中、当社及び子会社の監査役が出席する「グループ監査役連絡会」を1回開催し、監査役は、子会社の監査役から各社の状況等の報告を受けております。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、監査の実効性等を確保するため、当事業年度中、取締役社長との「意見交換会」を4回、社外取締役との「意見交換会」を4回開催しております。
- ②取締役及び使用人は、監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に適切に報告しております。
- ③監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、監査役は、会計監査人から四半期毎にレビューの報告を受けております。
- ④当社は、監査役からの請求に基づき、監査役の職務の執行について生じた費用等をすみやかに費用処理しております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

＜第113期の剰余金の配当等の決定に関する方針＞※第113期（2019年3月期）期末配当まで適用

当社の配当政策は、中長期的な成長による企業価値の向上と利益還元のバランスの最適化等を加味しながら、連結配当性向30％程度を目標として利益還元に努めてまいります。また、内部留保金につきましては、財務体質を強化し、今後の事業発展に備えるとともに、経営環境の変化などに柔軟に対応するために有効活用してまいります。自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び利益還元の一方法として、経営環境の変化や財務状況等を勘案しその実施を検討してまいります。

＜第114期以降の剰余金の配当等の決定に関する方針＞※第114期（2020年3月期）中間配当より適用

当社の配当政策は、中長期的な成長による企業価値の向上と利益還元のバランスの最適化等を加味しながら、連結配当性向40％程度を目標として利益還元に努めてまいります。また、内部留保金につきましては、財務体質を強化し、今後の事業発展に備えるとともに、経営環境の変化などに柔軟に対応するために有効活用してまいります。自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び利益還元の一方法として、経営環境の変化や財務状況等を勘案しその実施を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	252,287	流動負債	100,721
現金預金	20,545	支払手形及び工事未払金等	57,687
グループ預け金	83,885	未払金	2,517
受取手形及び完成工事未収入金等	112,551	未払費用	8,715
電子記録債権	1,783	未払法人税等	4,671
未成工事支出金等	26,645	未成工事受入金	24,831
その他	7,126	役員賞与引当金	99
貸倒引当金	△251	完成工事補償引当金	708
		工事損失引当金	450
		その他	1,039
固定資産	22,003	固定負債	16,715
有形固定資産	6,915	役員退職慰労引当金	27
建物・構築物	2,275	退職給付に係る負債	16,260
機械・運搬具	791	資産除去債務	397
工具器具・備品	838	その他	30
土地	2,940		
リース資産	21	負債合計	117,437
建設仮勘定	47	純資産の部	
無形固定資産	197	株主資本	157,186
その他	197	資本金	11,876
投資その他の資産	14,890	資本剰余金	20,910
投資有価証券	2,859	利益剰余金	124,568
繰延税金資産	11,217	自己株式	△168
退職給付に係る資産	39	その他の包括利益累計額	△703
その他	1,056	その他有価証券評価差額金	41
貸倒引当金	△282	繰延ヘッジ損益	86
資産合計	274,290	為替換算調整勘定	317
		退職給付に係る調整累計額	△1,148
		非支配株主持分	369
		純資産合計	156,852
		負債純資産合計	274,290

招集
ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2018年 4 月 1 日
至 2019年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		244,239
完成工事原価		210,639
完成工事総利益		33,599
販売費及び一般管理費		13,240
営業利益		20,359
営業外収益		
受取利息・配当金	1,581	
持分法による投資利益	37	
その他	394	2,013
営業外費用		
固定資産処分損	24	
その他	24	48
経常利益		22,324
特別損失		
減損損失	226	226
税金等調整前当期純利益		22,097
法人税、住民税及び事業税	6,822	
法人税等調整額	887	7,710
当期純利益		14,387
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		14,354

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 4 月 1 日
至 2019年 3 月31日)

(単位：百万円)

		株主資本						
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
連結会計年度中の変動額	2018年4月1日 残高	11,876	20,910	114,207	△167	146,827		
	剰 余 金 の 配 当			△3,993		△3,993		
	親会社株主に帰属する 当期純利益			14,354		14,354		
	自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		
	株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変 動 額（純 額）							
	連結会計年度中の変動額合計	-	-	10,360	△0	10,359		
2019年3月31日 残高		11,876	20,910	124,568	△168	157,186		
		その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
		その他有価 証券評価 差 額	繰延ヘッ ジ 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日 残高		8	△209	230	△1,806	△1,777	329	145,379
連結会計年度中の変動額	剰 余 金 の 配 当							△3,993
	親会社株主に帰属する 当期純利益							14,354
	自 己 株 式 の 取 得							△0
	株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変 動 額（純 額）	33	295	86	658	1,073	39	1,113
	連結会計年度中の変動額合計	33	295	86	658	1,073	39	11,473
2019年3月31日 残高		41	86	317	△1,148	△703	369	156,852

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	231,323	流動負債	92,772
現金預金	12,283	支払手形	3,251
グループ預け金	77,470	工事未払金	51,267
受取手形	831	未払金	2,585
電子記録債権	1,783	未払費用	7,634
完成工事未収入金	106,130	未払法人税等	4,180
未成工事支出金	26,469	未成工事受入金	22,356
その他	6,534	預り金	756
貸倒引当金	△178	役員賞与引当金	81
固定資産	27,122	完成工事補償引当金	324
有形固定資産	6,012	工事損失引当金	314
建物・構築物	1,794	その他	20
機械・運搬具	754	固定負債	13,400
工具器具・備品	590	退職給付引当金	13,035
土地	2,851	資産除去債務	342
リース資産	21	その他	22
無形固定資産	5	負債合計	106,173
その他	5	純資産の部	
投資その他の資産	21,104	株主資本	152,145
投資有価証券	2,709	資本金	11,876
関係会社株式	5,856	資本剰余金	20,910
関係会社出資金	92	資本準備金	20,910
長期貸付金	1,850	利益剰余金	119,526
長期前払費用	57	利益準備金	1,864
繰延税金資産	9,906	その他利益剰余金	117,661
長期保証金	582	圧縮積立金	1,105
その他	161	別途積立金	19,091
貸倒引当金	△111	繰越利益剰余金	97,465
資産合計	258,446	自己株式	△168
		評価・換算差額等	128
		その他有価証券評価差額金	41
		繰延ヘッジ損益	86
		純資産合計	152,273
		負債純資産合計	258,446

損 益 計 算 書

(自 2018年 4 月 1 日
至 2019年 3 月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		217,306
完成工事原価		186,134
完成工事総利益		31,171
販売費及び一般管理費		11,150
営業利益		20,021
営業外収益		
受取利息・配当金	1,839	
その他	451	2,290
営業外費用		
固定資産処分損	23	
その他	7	31
経常利益		22,280
特別損失		
関係会社株式評価損	1,970	
減損損失	99	2,069
税引前当期純利益		20,211
法人税、住民税及び事業税	5,921	
法人税等調整額	859	6,780
当期純利益		13,430

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4 月 1 日
至 2019年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

		株主資本									
		資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本計
			資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金			利益剰余金計		
						圧積立	縮金	別立途金			
2018年4月1日残高		11,876	20,910	20,910	1,864	1,118	19,091	88,015	110,089	△167	142,709
事業年度中の変動額	剰余金の配当							△3,993	△3,993		△3,993
	当期純利益							13,430	13,430		13,430
	自己株式の取得									－	△0
	株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）					△13		13	－		
	事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△13	－	9,450	9,436	△0	9,435
2019年3月31日残高		11,876	20,910	20,910	1,864	1,105	19,091	97,465	119,526	△168	152,145

		評価・換算差額等			純資産合計
		その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等計	
2018年 4 月 1 日残高		8	△209	△200	142,508
事業年度中の変動額	剰余金の配当				△3,993
	当期純利益				13,430
	自己株式の取得				△0
	株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）	33	295	329	329
	事業年度中の変動額合計	33	295	329	9,764
2019年 3 月 31 日残高		41	86	128	152,273

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東芝プラントシステム株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 尾 健 太 郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 穴 戸 賢 市 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝プラントシステム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝プラントシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東芝プラントシステム株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 尾 健 太 郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 穴 戸 賢 市 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝プラントシステム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門（監査部）その他の使用人、親会社である株式会社東芝の監査委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

東芝プラントシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 外 池 良 司 ㊟

常勤監査役 内 山 武 久 ㊟

監 査 役 師 岡 慎 一 ㊟

監 査 役 石 井 崇 ㊟

(注) 監査役師岡慎一及び石井 崇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

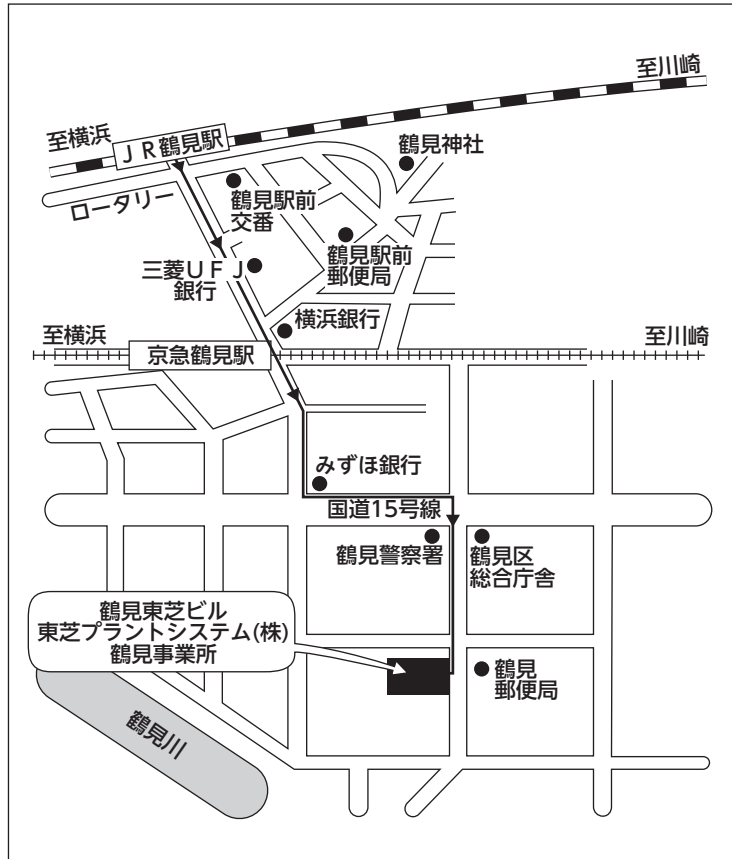
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

鶴見東芝ビル1階 当社会議室



最寄駅 JR 京浜東北線 鶴見駅
京急本線 京急鶴見駅



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

